

本議会の審議の結果は次のとおりです。

【議案等表決結果一覧表】

議案番号	件名	議決の結果
第1号議案	愛南町防災行政無線施設条例の制定について	原案可決
第2号議案	愛南町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について	原案可決
第3号議案	愛南町手数料徴収条例の一部改正について	原案可決
第4号議案	愛南町人材育成基金条例等を廃止する条例について	原案可決
第5号議案	愛南町公共施設マネジメント基金条例の制定について	原案可決
第6号議案	愛南町防災対策基金条例の制定について	原案可決
第7号議案	愛南町子ども医療費助成条例の一部改正について	原案可決
第8号議案	愛南町ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正について	原案可決
第9号議案	愛南町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	原案可決
第10号議案	愛南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	原案可決
第11号議案	愛南町福祉タクシー助成条例の一部改正について	原案可決
第12号議案	愛南町介護保険条例の一部改正について	原案可決
第13号議案	愛南町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第14号議案	愛南町環境衛生センター条例の一部改正について	原案可決
第15号議案	愛南町散骨事業等の適正化に関する条例の制定について	原案可決
第16号議案	愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例の一部改正について	原案可決
第17号議案	平成29年度愛南町一般会計補正予算(第6号)について	原案可決
第18～25号議案	平成29年度愛南町特別会計補正予算について(8件)	原案可決
第26、27号議案	平成29年度愛南町事業会計補正予算について(2件)	原案可決
第28号議案	平成30年度愛南町一般会計予算について	原案可決
第29～36号議案	平成30年度愛南町特別会計予算について(8件)	原案可決
第37、38号議案	平成30年度愛南町事業会計予算について(2件)	原案可決
第39号議案	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(里地棚田整備事業)増田地区の変更について	原案可決
第40号議案	愛南町過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決
第41号議案	29国道整第1号町道弓張池支線道路改良工事請負契約の変更について	原案可決
第42号議案	愛南町国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
第43号議案	平成29年度愛南町一般会計補正予算(第7号)について	原案可決

※平成29年請願第1号「年金支給の毎月払い」「年金支給開始年齢の引き上げは行わないこと」を求める請願については、不採択

※全会一致により議会活性化特別委員会設置

【一般質問】 6名の議員が一般質問を行いました。

金繁典子 のりこ 典子	①特別支援学校への長時間通学の解消について ②町内の集落に近接する高速道路ルート案を町が国に要望していることについて ③御荘湾防潮堤の建設費を愛南町が負担することと住民の合意について
原田達也 たつや 達也	①「機能別消防団員」ならびに「大規模災害団員」制度の導入について ②本町農林水産物及び加工品の海外販売について
鷹野まさし まさし 正志	①地域公共交通の現状と対応について ②「愛南町空家等対策計画(案)」について ③地域・産業等の振興について
石川秀夫 ひでお 秀夫	①鳥獣害対策について ②町営住宅の耐震化について ③県立南宇和病院の医師不足について ④サンパール観光(株)の今後の見通しについて ⑤愛南町の少子化対策について ⑥南海トラフ地震の防災の取り組みについて ⑦愛南町内水道料金の不均衡の是正について
西口孝 たかし 孝	①無医地区への出張診療を求める事について ②本町学校教育の現状と今後の対応について
土居尚行 なおゆき 尚行	①愛南町の小中学校の将来展望について ②消防団への運営費支給について ③愛媛県の東京、大阪事務所への職員出向について ④平成30年度の予算編成について

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

産業厚生常任委員会所管事務調査報告

〔水産業の現状と課題について〕

水産業の現状と課題を調査するため、現地調査として町内の安高水産有限会社(愛南町深浦)および極洋フィードワンマリン(株)(愛南町久良)を視察し、西口孝委員長が報告しました。

〔調査結果〕

町の水産業振興においては、これまで取り組んでいる水産のブランド化や流通、新養殖魚の開発等の販売力の強化、外国人研修制度の活用、新規漁業就業者定着促進事業等の人材確保・育成を関係団体や関係機関、漁業者とさらなる連携を持って推進していく必要があると考えます。また、町で新たな水産振興事業に取り組んだ際には、議会としても把握しておくことが大切でないかと思われ、るので積極的に情報を提供を望みます。なお、当



委員会は、

町内の産業の現状を知るためにも水産業関係者をはじめ町内の各産業者と意見交換を行うことも必要でないかとの意見がありました。

議会活性化特別委員会の設置

第1回議会定例会において、地方分権時代に対応した議会機能の充実と効率的な議会運営等について、調査・検討するために議会活性化特別委員会を全会一致で設置することになりました。

〔名称〕

議会活性化特別委員会

〔委員定数〕

15人(議長を除く全議員)

〔調査結果〕

調査等終了するまで、閉会中の継続調査とします。

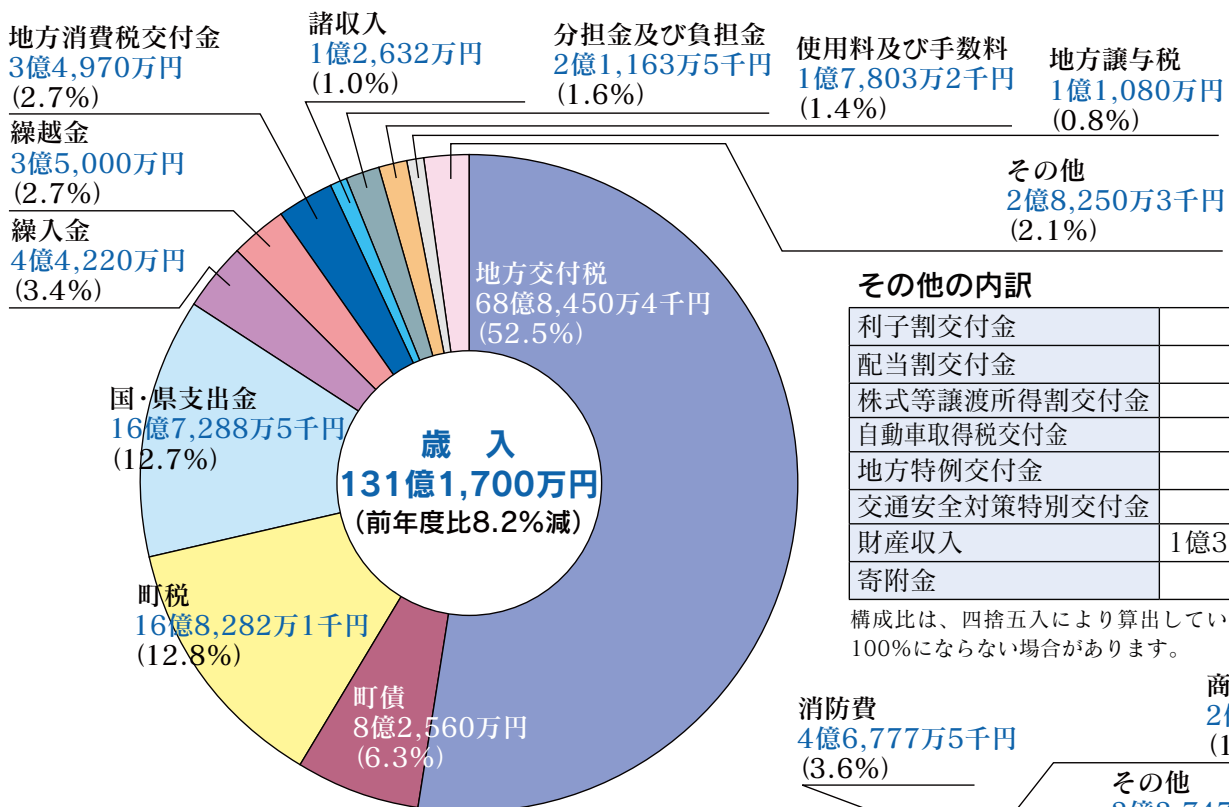


平成30年度当初予算の概要についてお知らせします

平成30年度は、本町の自立性、将来性、地域性を念頭に置きながら、特色ある農林水産物、豊かな自然や伝統・文化など、本町の資源を活かした地域の活性化、地域コミュニティの充実、人口減少の克服のための新たな事業を実施していくという考えのもと予算編成を行いました。

1 平成30年度一般会計当初予算

(1) 歳入の内訳



その他の内訳

利子割交付金	230万円
配当割交付金	930万円
株式等譲渡所得割交付金	540万円
自動車取得税交付金	2,630万円
地方特例交付金	310万円
交通安全対策特別交付金	210万円
財産収入	1億3,400万3千円
寄附金	1億円

構成比は、四捨五入により算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

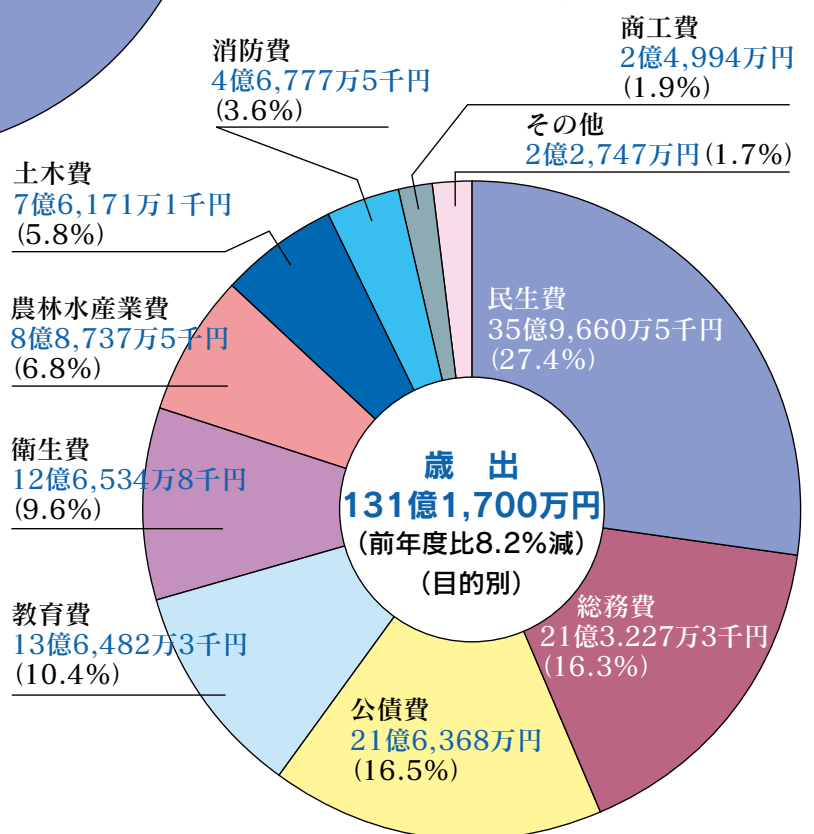
(2) 歳出の内訳

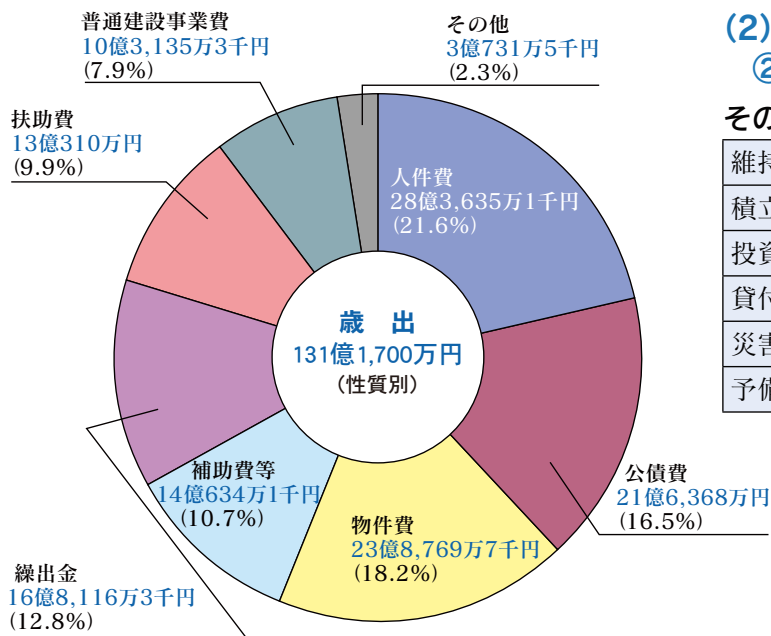
① 目的別

その他の内訳

議会費	8,581万7千円
災害復旧費	893万8千円
諸支出金	1億1,271万5千円
予備費	2,000万円

構成比は、四捨五入により算出しているため、合計が100%にならない場合があります。





(2) 歳出の内訳 ②性質別

その他の内訳

維持補修費	9,697万7千円
積立金	1億1,271万4千円
投資及び出資金	5,918万6千円
貸付金	950万円
災害復旧事業費	893万8千円
予備費	2,000万円

構成比は、四捨五入により算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

2 特別会計当初予算

会計名	平成30年度当初予算	前年度予算に対する増減
国民健康保険特別会計	33億8,100万円	7億700万円の減
後期高齢者医療特別会計	3億620万円	870万円の増
介護保険特別会計	31億9,300万円	4,600万円の増
小規模下水道特別会計	1億7,520万円	4,300万円の増
浄化槽整備事業特別会計	1億7,900万円	880万円の増
温泉事業等特別会計	8,350万円	280万円の減
旅客船特別会計	1,900万円	720万円の減
公共用地先行取得事業特別会計	2億4,590万円	2億4,590万円の増

3 企業会計当初予算

(1) 上水道事業会計

歳入

	平成30年度当初予算	前年度予算に対する増減
水道事業収益	7億3,500万円	6,000万円の減
資本的収入	1億1,108万7千円	2,927万7千円の減
計	8億4,608万7千円	8,927万7千円の減

歳出

	平成30年度当初予算	前年度予算に対する増減
水道事業費用	7億3,500万円	6,000万円の減
資本的支出	3億4,170万3千円	1,647万円の増
計	10億7,670万3千円	4,353万円の減

注) 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,061万6千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額963万2千円及び当年度分損益勘定留保資金2億2,098万4千円で補填する。

(2) 病院事業会計

歳入

	平成30年度当初予算	前年度予算に対する増減
病院事業収益	6億7,200万円	1,100万円の増
資本的収入	0	0
計	6億7,200万円	1,100万円の増

歳出

	平成30年度当初予算	前年度予算に対する増減
病院事業費用	6億7,200万円	1,100万円の増
資本的支出	3,193万5千円	897万2千円の増
計	7億393万5千円	1,997万2千円の増

注) 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,193万5千円は、過年度分損益勘定留保資金3,193万5千円で補填する。

商工観光課から

「ぎゅぎゅつと愛南！夏の陣」を開催します

愛南町最大の食のイベント「ぎゅぎゅつと愛南！夏の陣」海と山を喰らう」を開催します。

当日は、とびきり新鮮なカツオが特価で即売されるほか、マグロの寿司やヒオウギ貝の浜焼きなどの海の幸に加え、生産量日本一を誇る愛南ゴールド(品



種名…河内晩柑)や新鮮野菜など、山の味覚も盛りだくさんです。また、隣接する第2会場(御荘湾)では、バナナボートやカヌーなどのマリンスポーツが体験できます。

愛南町の魅力をぎゅぎゅつと詰め込んだ楽しいイベントに、お誘い合わせのうえ、ぜひともお越しください。

日時 5月27日(日) 9時30分～15時(雨天決行)

※荒天の場合は中止になることがあります。

場所 愛南漁協御荘支所

(みかん職人武田屋奥)

問合せ 愛南食のイベント実行委員会(商工観光課内)

TEL 72-7315

企画財政課から
新婚さんの新生活を応援します

愛南町では、新婚世帯を対象に、婚姻に伴う新居の取得、新居の賃借、新居への引越し費用の補助を行います。

【対象者】

婚姻日において夫婦ともに34歳以下
世帯所得340万円未満の新

婚世帯

【補助金額】

一世帯当たり上限30万円

【申請期間】

平成31年3月31日まで

詳しくはお問い合わせください。

問合せ

企画財政課 TEL 72-7317

愛南町 100周年記念 トライアスロン大会
6月9日(日) 交通規制のお知らせ
大会当日の午後、交通規制になります。皆様のご協力をお願いします。

県道34号～町道越田船越山線～町道久良船越線 13:00～16:30 車両全面通行止め

船越・久家地区内の道路 13:50～17:20 車両全面通行止め

県道34号 [鹿島渡しバス停～県道300号分岐(武者泊方面)] 13:50～17:20 車両片側交互通行

コース周辺は混雑が予想されるため、迂回路をご利用ください。

みんなの協力をお願いするけんーし

お問い合わせ先: 愛南町100周年記念トライアスロン大会実行委員会(愛南町教育委員会生活学課) Tel:0895-73-1112 Email:shogai@gokushu@town.aitan.ehime.jp

平成30年工業統計調査を実施します

工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成30年6月1日時点で実施します。我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。調査票にご記入いただいた内容は、統計作

税務課から

税込確保に向けて県と連携

愛南町では、県と町の職員が連携して収税や滞納整理業務を行う職員相互併任を平成24年度から導入して、税込の確保に取り組んでいます。

4月9日には町長室で辞令交付式が行われ、愛媛県職員の中村雄大担当係長を愛南町税務課管理収納係に任命しました。

問合せ

税務課 TEL 72-7301



成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。

5月中旬頃から対象の事業所へ統計調査員が伺いますので、調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願ひします。



工業統計
キャラクター
キョウコ

問合せ

企画財政課 TEL 72-7317

愛南町地域包括支援センター運営協議会の委員を募集します

職務の内容	地域包括支援センターが適切、公正かつ中立的な運営が確保されているかどうかについて、評価及び審議を行う。
報酬等の条件	日額7000円(交通費有)
公募人数	2名(委員定数10名)
任期	委嘱の日から平成32年3月31日まで
応募資格	町内在住で介護保険1号(65歳以上の方)及び2号被保険者(40歳以上の方)
募集期間	5月1日(火)～5月21日(月)
申込み・問合せ	地域包括支援センター TEL 72-7325

企画財政課から

愛南町登録統計調査員の募集について

愛南町では、統計法に基づいて実施される各種統計調査の実施に際して、統計調査業務に従事していただける方を募集します。

興味のある方は、企画財政課までお気軽にお問い合わせください。なお、調査員登録の際には、調査員証明書に添付する写真を撮影させていただきます。

統計調査員の仕事

調査員事務説明会への出席、調査票の配布および回収、調査書類の審査など。任命期間は2か月程度、報酬は従事する統計

調査により異なります。

問合せ

企画財政課 TEL 72-7317

今月の

年金出張相談(予約制)

○5月22日(火)

10時～15時30分

(城辺商工会館2階)

問合せ

宇和島年金事務所
お客様相談室

TEL 0895-22-5500

電話受付対応時間

8時30分～17時15分

軽自動車税の納期・減免制度について

軽自動車税の納期限は5月31日(木)です

軽自動車税は4月1日の登録名義人にその年度分が課税されます。平成30年度軽自動車税の納付書・口座振替通知書は5月14日(月)発送予定です。車検等で軽自動車税納税証明書が必要な方につきましては、納付書に領収書兼納税証明書が付いておりますので、そちらをご利用ください。口座振替の方につきましては、振替確認後、領収書兼納税証明書を記載したハガキを送付いたします。また、5月14日(月)発送予定の納付書、口座振替以外の方法で納付された場合は、別途軽自動車税納税証明書の発行が必要となる場合がありますので、税務課までご連絡ください。

軽自動車税の減免制度があります

身体障がい者・戦傷病者本人の所有で、通院・通学や生業のために本人や家族・常時介護者が運転する軽自動車は減免になる場合があります(障がいの区分、等級によつて対象者は異なります)。

18歳未満の身体障がい者または精神障がい者・知的障がい者で、国民年金法に定め

る1級の障がいと同程度の状態にある方の家族が所有する軽自動車も該当となる場合があります。

減免申請を希望される方は、5月15日(火)～5月23日(水)までの間に本庁税務課もしくは各支所へお越しください。※毎年手続きが必要です。

なお、対象となるのは普通自動車を含めて1人につき1台に限られます。

【申請に必要なもの】

身体障がい者手帳

(戦傷病者手帳)または療育手帳

精神障がい者保健福祉手帳

・ 運転免許証

・ 印鑑

・ 車検証

・ 軽自動車税納付書または

口座振替通知書

マイナンバー(個人番号)がわかるもの

(個人番号カード・通知カード)

問合せ

税務課 TEL 7217301

平成30年度「狂犬病予防注射」を実施します

狂犬病予防注射は、飼い主の義務として「狂犬病予防法」により義務付けられています。毎年必ず接種しましょう。狂犬病の予防、撲滅のため、そしてなにより愛犬の健康のため、飼い主の皆さんのご協力をお願いいたします。

■ 予防注射の実施時期・場所・時間

「かんきょうかわら版」や「愛南町ホームページ」、畜犬登録者に郵送しているハガキでご確認ください。ハガキは必ずご持参ください。

■ 予防注射料

1頭につき 3000円

(注射済票交付手数料550円を含む)

■ 登録料

1頭につき 3000円

(登録は生涯につき1回※認め印が必要です)

ハガキは当日必ずご持参ください。※混雑を避けるため、お支払いは釣り銭のいらぬようお願いいたします。

問合せ

環境衛生課 TEL 7217316

在宅で生活をされている高齢者の方へ、福祉サービスについてお知らせします

事業名	支給内容	対象者
はり、灸、マッサージ等施術費助成事業	町指定の施術機関で施術を受けた場合、1回につき1,000円を助成。1日1回、1か月に2回を限度。	65歳以上の方。ただし、医療保険で医療費の支給が行われる場合、助成の対象外。
緊急通報システム整備事業	非常通報、火災監視、ライブリズム等を監視する装置により、24時間体制で、迅速かつ適切な救済体制を図る。	65歳以上の高齢者のみの世帯で、身体および環境上等の理由で、緊急時に通報手段の確保が困難な方。
「食」の自立支援事業	週4回、昼食を提供。 利用者負担額 1食450円。	高齢者のみの世帯で、自身では食事の準備が困難な方
福祉タクシー助成事業	補助券は、年間50枚を限度に交付し、1回の乗車につき1枚、1日1往復を限度。 券の種類 1,500円券(脇本、中玉) 1,000円券(猿鳴) 800円券(左右水、大浜、長月第4) 500円券(その他の行政区)	当該年度4月1日で、70歳以上か、2級以上の身体障がい者手帳等の交付を受けている方で、乗合バスとコミュニティバスの停留所(フリー乗降できる区間はその路線)から300m以上家が離れている方。
福祉移送(有償運送)サービス事業	利用者が町内の医療機関等に定期的に赴く場合、福祉移送サービス事業所に対して助成。利用者負担 片道500円。	公共交通機関を利用することが困難な移動制約者で、常時寝たきりで、座位が保持できない高齢者等。
ねたきり老人等介護慰労金支給事業	町民税非課税世帯の介護者に月額7,500円(ただし、介護保険適用の通所介護、訪問介護等のサービス利用者は月額5,000円)、町民税課税世帯の介護者に月額3,000円を支給する。	寝たきり高齢者と同居し、生計を同じくする方で、3か月以上介護に当たっている介護者。
日常生活用具給付事業	火災報知器・自動消火器・電磁調理器を給付。世帯の所得税額により利用者負担あり。	火の取扱いに不安を感じ、低所得で、概ね65歳以上の高齢者のみの世帯。
介護用品支給事業	1か月7,000円相当分の介護用品を現物で支給。	要介護4または5と判定された在宅の高齢者で、町民税非課税世帯に属する方を介護している家族。
在宅ねたきり老人等紙おむつ支給事業	尿取りパッド、はくパンツなど、1か月、100枚程度を予算の範囲内で支給。	町内に引き続き1年以上住所を有し、65歳以上および重度身体障がい者で、在宅で3か月以上寝たきり状態または認知症および身体に障がいがあつて、常時紙おむつを使用しなければならない方。
高齢者運転免許自主返納支援事業	年間50枚を限度に500円券を交付し、1回の乗車につき1枚、1日1往復を限度。	平成24年4月1日以降、満65歳以上で運転免許証を返納し、他のタクシー料金助成制度対象とならない方。

問合せ 高齢者支援課 TEL 72-7325

税務課から

国民健康保険税の算定方法が変わります

平成30年度の国の国民健康保険に係る税制改正により、新たに、賦課限度額の引上げと、軽減措置の対象範囲が拡大されます。

これにより、賦課限度額の基礎課税額を54万円から58万円に引き上げます。また、低所得者の負担軽減のため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行います。

●保険税の賦課限度額の引上げ

	医療分	支援金分	介護分
現在	54万円	19万円	16万円
改正後	58万円(+4万円)	19万円	16万円

●低所得者に係る保険税軽減の拡充

5割軽減

	基準となる所得金額
現在	世帯主と加入者の合計所得が33万円+(270,000円×加入者数)以下
改正後	世帯主と加入者の合計所得が33万円+(275,000円×加入者数)以下

例) 夫婦2人、子供1人で夫の給与収入のみの場合(3人世帯) 収入約188万円以下を収入約190万円以下に拡充

2割軽減

	基準となる所得金額
現在	世帯主と加入者の合計所得が33万円+(490,000円×加入者数)以下
改正後	世帯主と加入者の合計所得が33万円+(500,000円×加入者数)以下

例) 夫婦2人、子供1人で夫の給与収入のみの場合(3人世帯) 収入約283万円以下を収入約287万円以下に拡充

問合せ 税務課 TEL 72-7301

商工観光課から

特定計量器(はかり)定期検査についてお知らせします

取引または証明に、「はかり」を使用されている方は、2年に1度の定期検査が計量法で義務付けられています。合格シールのない「はかり」は、原則として使

用できませんので、次のいずれかの場所で、必ず受検してください。なお、ヘルスメーター等、家庭内で使用している「はかり」は、検査の必要はありません。

月日	時間	場所
6月4日(月)	11時～13時	内海支所
6月5日(火)	14時～16時	西海町民会館
6月5日(火)	9時～12時	城辺保健福祉センター
6月5日(火)	13時～16時	御荘文化センター
6月6日(水)	9時～13時30分	一本松支所

※手数料等、詳しくはお問い合わせください。

問合せ

商工観光課 TEL 72-7315

愛媛県計量検定所 TEL 089-947-4001

保健福祉課から

第二次愛南町健康増進計画を策定しました

本計画は、今年度から十年間の計画で、すべての町民が豊かな人生を送ることができるよう個人、家庭、地域、行政および関係機関・団体などが連携し、「お互いに役割を持ちながら健やかでこころ豊かに暮らせるまち」に向かって健康づくりを推進していくことを目的としています。

計画のダイジェスト版を各ご家庭にお配りします。今後も、町の健康づくりへのご理解、ご協力をよろしく願います。



問合せ

保健福祉課 TEL 72-1212

こんなときには届出が必要ですよ

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者の種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

○20歳になったとき(厚生年金や共済年金加入者を除く)

第1号被保険者となります。

印鑑(本人自署の場合は不要)を持参して、住所地の市町村で手続きをしてください。

○退職したとき(厚生年金や共済年金加入者の場合)

第2号被保険者から第1号被保険者になります。印鑑(本人自署の場合は不要)と年金手帳等と退職の日がわかる資料を持参して、住所地の市町村で手続きをしてください。

○配偶者に扶養されていたが、配偶者が退職したとき

第3号被保険者から第1号被保険者へ異動となります。印鑑(本人自署の場合は不要)と年金手帳等、配偶者の退職日がわかる資料を持参して、住所地の市町村で手続きをしてください。

問合せ 宇和島年金事務所

国民年金課

TEL 0895-2215344

町民課 TEL 7217300

税務課等から
5月納税等のお知らせ

軽自動車税	全期
保育所保育料	月末
下水道使用料	月末

町税を滞納している方には、まず督促状によって納税を促しています。町税を滞納されますと、本来、納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。

①町税等、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は、毎月、当月分が月末に振替となります。

②下水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月の10日です。

※該当日が休日の場合は翌日となります。

愛南町介護保険運営協議会の委員を募集します

職務の内容	会議に出席し、介護保険事業の適正かつ円滑な運営について協議を行う。
報酬等の条件	日額7000円(交通費有)
公募人数	3名(委員定数10名)
任期	委嘱の日から平成32年3月31日まで
応募資格	町内在住で介護保険1号又は2号被保険者(40歳以上の方)
募集期間	5月1日(火)～5月21日(月)

申込み・問合せ

高齢者支援課 TEL 7217325

食育アカデミー

「地産地消」とは?

地域生産地域消費の略語で、その地域で作られた農水産物をその地域で消費すること、また、その考えや運動のことです。

生産者と消費者の距離が近くなり、旬の食べ物を新鮮に食べられ、地域の食材や伝統的な食文化への理解と継承が促進されることで、地域への愛着が高まります。それに、輸送にかかる費用とエネルギーが抑えられるほか、地域経済の活性化や食料自給率のアップにつながると期待されています。



ヒロメについて学習しました!

税務課から

－65歳以上の方へ－ 平成30年度からの介護保険料についてお知らせします

介護保険は40歳以上の方が加入者となり、介護保険料を納める制度です。65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料額は、市町村のサービス提供状況などによって決まり、その額は3年ごとに見直しされます。

【平成30年度から3年間の介護保険料率と年間保険料】

区 分		保険料率 (基準額に対する割合)	第7期保険料 年額 (H30年度から3年間)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で前年の(※1)合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.45(0.5)※	32,900円 (36,600円)※
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.75	54,900円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で第1段階・第2段階以外の方	0.75	54,900円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.9	65,900円
第5段階 【基準額】	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されている方(第4段階以外の方)	1.0	73,200円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	87,800円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.3	95,200円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.5	109,800円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	1.7	124,400円

- ・第7期事業計画(平成30年度から3年間)に必要な費用を賄うために、保険料を算定しました。
- ・第1段階の方は、公費により保険料が軽減されます。※は軽減前保険料(率)

※1 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります。)を控除した金額のことで、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額

健全な介護保険制度の運営のため、保険料の納付にご協力ください。

問合せ 【制度や介護サービスについて】 高齢者支援課 TEL 72-7325
【介護保険料の納付について】 税務課 TEL 72-7301

ひろがれ！認サポの輪

「認知症サポーター養成講座」受講者を募集します

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成しています。

サポーターとは「応援者」のことで、何か特別なことをする人ではありません。認知症を他人事ではなく、自分や家族が直面する課題として、あなたも「認知症」について学んでみませんか？認知症サポーターになると、「認知症の人を応援します」という意思を示す目印である「オレンジリング」を進呈し

ます。気の合う仲間（3名以上）や企業、団体等の研修の機会として、どうぞお気軽にお申し込みください。日程等についてはご希望に応じますので、詳しくは事務局までお問い合わせください。



(認知症サポーターのイメージ)

申込み・問合せ

地域包括支援センター

TEL 7217325

認知症を知り 地域をつくる

「認知症サポーターキャラバン」

「痴呆」の呼称を「認知症」に変更したことを契機に、多くの人々が認知症について正しく理解し、認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手によつてつくっていくことを目指して、平成17年度から「認知症を知り地域をつくるキャンペーン・認知症サポーターキャラバン」が始まりました。現在では、全国で約1千万人、愛南町では1907人の「認知症サポーター」が誕生しています。

「認知症サポーターキャラバンのマスコット「ロバ隊長」



「キャラバン」(隊商)の隊長として、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」への道のりの先頭を歩いています。ロバのように急がず、一歩一歩着実にキャラバンをすすめていこうという思いが込められています。

愛南町農林業支援ホームページを開設しました

愛南町の農林業を支援するためのプラットフォーム的な役割を果たすことを目的としたホームページ「あいなん農林業ネットワーク」を開設しました。

このホームページでは行政と地域と学校が連携して、未来を見



据えた農林業に役立つ情報を掲載していきたいと思っています。ぜひ、ご覧いただき、皆さまのご意見・ご要望をお聞かせください。

※アクセスには右記のQRコードをご利用ください。



水道課から

6月1日～7日は水道週間です

「水道水 安全 おいしい 金メダル」

水道は、健康で文化的な国民生活や様々な社会経済活動を支えています。住民の皆さまの水道水に対する理解を深め、水道事業の発展に資するため「水道週間」が設けられています。

愛南町では、水道週間に合わせて浄水場見学会を実施しています。

毎日飲んでいる水道水がどのように作られているか、見学してみませんか。

日時 6月1日(金)～6月7日(木)
10時～15時※土、日曜日を除く。
場所 城辺浄水場

問合せ

水道課 TEL 7210835
城辺浄水場 TEL 7210212